

誰もが笑顔で暮らせる 多文化共生社会を目指して

～新たに来日した外国籍住民の地域生活～

大阪市は、政令指定都市の中で最も外国籍住民の割合が高く、市民22人に1人となっています。外国籍住民数のうち、戦前から定住する韓国・朝鮮籍住民数が減少しているのに対し、1980年代以降に来日した外国籍住民、いわゆるニューカマーの数は増加の一途をたどっており、今後も、さらに増加することが予測されます。

しかし、外国籍住民が安心して自分らしく長期滞在、定住生活できる環境が十分に整っているとはいえない。コミュニケーションの壁や文化の違いから、差別やいじめの対象となるなど学校や職場で孤立したり、困難にぶつかったりすることもあります。今回は、私たちと同じ地域で暮らすニューカマーの人たちがどんなことに「暮らしにくさ」を感じているのかを知ることから、誰もが笑顔で暮らせる多文化共生社会について考えてみたいと思います。

右肩上がりに増加する ニューカマー

大阪市には現在、129カ国・地域、約12万人の外国籍住民が暮らしています。外国籍住民が人口に占める割合は4.6%(2009年12月末)、政令指定都市の中で最も高いといえます。

外国籍住民のうち約7割は、韓国・朝鮮籍の人たちです。その多くは、戦前から歴史的経緯をもって定住している人とその子孫で、その数は、高齢化、日本国籍取得などにより、年々減少しています。

これに対し、1980年代から新たに来日した、いわゆるニューカマーと呼ばれる人たちがいます。ニューカマーの来日は、80年代半ば以降のバブル景気の時代に加速し、1990(平成2)年、入国管理法の改正後、外国人労働力の受け入れが進んだことや急速な国際化の進展により急増し、現在に至るまで右肩上がりに増加。この10年で約2倍に増えています。(下記グラフ参照)

労働力不足で、 介護現場への受け入れも

一方国レベルでは、急速な少子高齢化により、要介護者数が増加し、労働力人口が減少

していく中、経済政策の一環として、東南アジア諸国とのFTA(自由貿易協定)・EPA(経済連携協定)のもと、外国人看護師・介護福祉士候補者などの受け入れが始まっています。

介護保険サービスで従事する介護職員数は2006(平成17)年10月現在で約112万人。今後の後期高齢者数や要介護認定者数の伸び率をもとに介護職員数を推計すれば、2015(平成26)年までに約40万人から約60万人の確保が必要となると考えられます。(厚生労働省政策レポート「福祉・介護人材確保対策について」<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/09.html>)

今後、介護サービスにおいて国内の労働力だけでは立ちゆかない場合、外国籍の介護労働者の受け入れ数も増えていくでしょう。

外国籍住民を取り巻く 問題とは?

外国籍住民は、日本で生活するうえで、さまざまな問題を抱えています。

まずは言語の問題。ニューカマーの中には、日本語を理解できない人も多く、行政のしきみや生活に必要な情報の入手が困難なため、必要かつ適切なサービスを受けられない場合があります。医療や災害時など、命に関わる場

面でも危険にさらされることがあります。

また、外国人が合法的に日本に滞在する際、「人文知識・国際業務」、「短期滞在」、「日本人の配偶者等」など出入国管理及び難民認定法(入管法)に定められた「在留資格(ビザ)」の取得が必要です。期限が切れる前に更新しますが、このしきみは厳格で、更新できないまま滞在し続ければ、超過滞在(オーバーステイ)となってしまいます。その結果、生活するうえで必要となる、教育、医療、保健、福祉など社会システムにつながることができない状態に陥ってしまうのです。

さらに、国籍や民族を理由にした、賃貸住宅の入居や就職における差別、学校や職場でのいじめや偏見も深刻な問題です。

一人の人間として 関わることから

日本の人口が減少し、グローバル化の進展により、国・地域間の移動が活発になる中、外国籍住民を含むすべての人がお互いを認めあい、生きないと生活できる社会づくりが必要です。したがって、国籍や民族の異なる人々が、お互いの価値観や文化を尊重し、対等な立場で、地域社会の一員として共に生きていける「多文化共生社会」の必要性はますます高まるでしょう。

「多文化共生社会」を築くには、行政のみならず、地域社会の力が必要です。同じ地域に暮らし、地域社会を共に支える住人としての、人と人との顔の見える関係が、お互いの国や文化を理解する糸口となり、多文化共生社会を一步進めることにつながります。

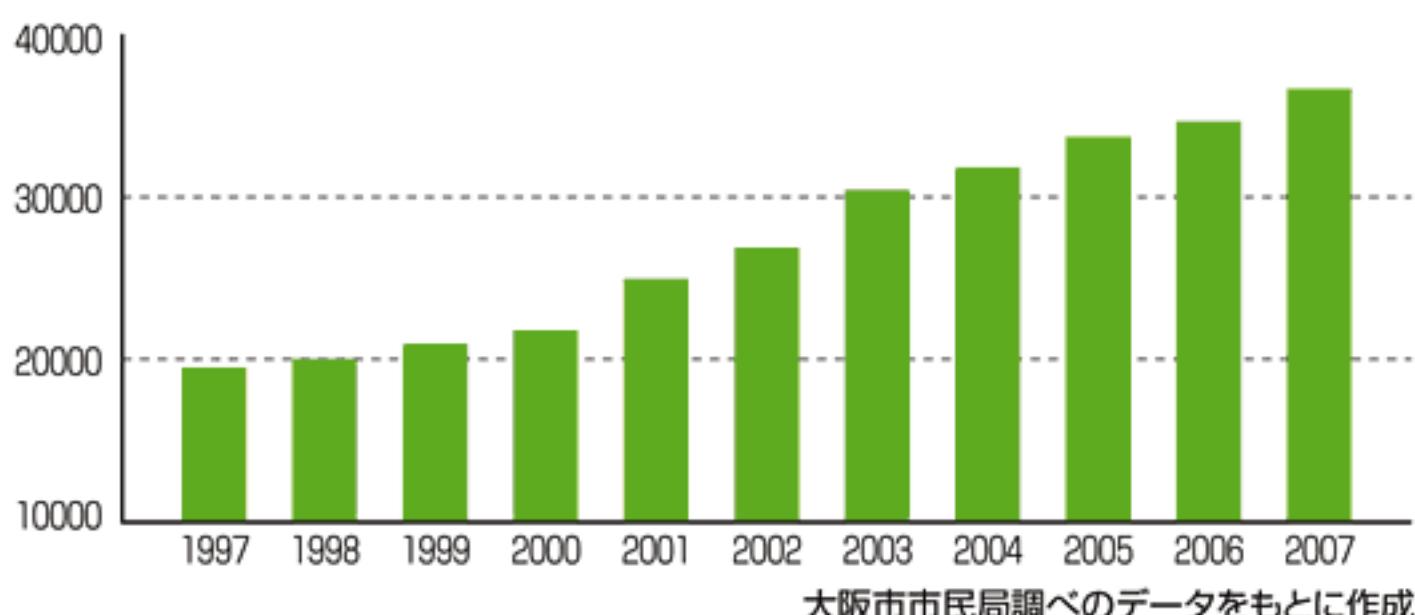


RINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)事務局次長の木村雄二さんから伺ったお話をもとに、外国籍住民が感じている暮らしにくさやそれを少しでも解消するために、私たちが心にとめておきたいことについてまとめました。

「ダブル・リミテッド」?

出稼ぎや結婚などに伴い来日するニューカマーの場合、日本語を学習して来日することはほとんどありません。彼らの子どもたちは、日本語にふれたことのないまま、日本の小学校・中学校へと編入します。日本語は、ひらがな、カタカナ、漢字と覚えなければならない文字が多いうえに、通常、生活言語と学習言語にはちがいがあるため、外国にルーツを持つ子どもたちは、習得に大変困難を覚えます。

●韓国・朝鮮籍以外の外国人登録者数の推移(平成19(2007)年12月末現在)



特に、中学生以上で来日する場合、小学校の漢字力もままならないまま1~2年後に高校入試を迎えることになります。また、小学4年生前後で来日する場合は、母語の学習も十分でない中で、日本語での学習・生活環境におかれ、その結果、二つの言語を自由に操る『バイリンガル』に対し、どちらの言語能力も中途半端な『ダブル・リミテッド』に陥ることがあります。

「日本語指導が十分でなく通訳も付かない状況の中で、不登校や中途退学になるケースが増えています。日本の不登校・中途退学は、小・中学校も高校もそれぞれ4%程度。ところが外国籍の子の場合は小・中学校で15%、高校で25%。子どもたちが、その力を発揮できないまま不登校や高校を中途退学となってしまうこともあります。」と木村さん。

誤解が生む深刻な問題

一方、小学校低学年までに来日した場合は、親より先に子どもの方が日本語を覚えるため、親子間の日本語能力に大きな差が生じることがあります。多くの親は日本語、とりわけ読み書きが苦手で、子どもや教師との意志疎通が困難です。このため、親は子どもに宿題を教えることができず、学校からのお知らせも読めません。また、日本の教育制度を理解することが難しいため、適切な進路選択ができない場合もあります。

学校でも、文化・習慣や外見の違い、日本語がうまく話せないなどの理由でいじめられたりすることがあります。「『髪の毛を黒く染めてこい。茶髪はあかん』と教師からいわれた南米日系人の子どもとその親から『自然な髪の色だという証明書はどこでもらったらいですか』という相談がありました。このように、誤解から生じるとはいえ、アイデンティティを否定することにつながりかねない問題も生じています。」

“ビザ弱者”という危険性

RINKへの相談には、国籍問わず「在留資格」をめぐるトラブルに関するものもあります。離職や離婚などで資格の変更が必要になった場合、更新できないまま滞在し続ければ超過滞在(オーバーステイ)となってしまいます。例えば、国際結婚の場合、外国籍住民、とりわけ女性は“ビザ弱者”に陥りやすいと木村さんはいいます。

「外国籍女性と日本人男性との国際結婚が多いのですが、在留資格を更新する際、夫の協力がなければ必要書類を提出できないことを理由に、夫が妻を脅したり理不尽な強要をすることがあります。このほか、妻の母国の経済、教育、衛生面などを見下し、人格まで否定したりする。母語を話すな、母国の料理をつくるなという男性もいます。暴力は振るわざともこれらは立派なDV(ドメスティックバイオレンス)。18組に1組が国際結婚なのに、その約4割が離婚しているという現状があります。」

深刻な人権侵害であるにもかかわらず

また、医療現場ではこんな人権侵害がありました。「外国籍の患者にことわらず、エイズウイルス(HIV)の感染の有無を勝手に検査していた例があります。結果が陽性で、いきなり『よその病院へいってください』とだけ告げられたそうです。本来、検査自体に本人の同意が必要なうえ、エイズの陽性告知には、患者が受けるショックやその後のケアのことも考えて、医者のほかに通訳、カウンセラーが必要なんです」外国籍住民が地域社会でつまずくあらゆる場面の根底には、コミュニケーションの壁に加えて、こうした外国籍住民への理解不足や差別や偏見が横たわっています。

「私から」始めてみよう

ニューカマーとその家族が安心して自分らしく暮らすことができる地域社会は、多様な価値観、文化を認め合い、お互いの生活をより豊かにできる地域社会でもあります。のために、まず私たち一人ひとりができることを木村さんに伺いました。

「習慣や価値観に違いがあるのは当然で、そのことで暮らしにくさがある反面、豊かさにもつながることを知っていただき、まずは、『自分だけは差別をしない』と思うことから始められればいいのではないでしょうか。」

そして、回観板等の暮らしに役立つ情報を届ける際は、ふりがな、口頭説明を添える、地域の行事に誘うなど、少しの配慮で、暮らしやすくなることもあるでしょう。名前で呼びあい、あいさつをする、それが自然とできる社会であってほしいと思います。」

■外国籍住民のための相談窓口(無料)

〈市政相談〉

市役所市民相談室 ☎06-6208-5080
大阪国際交流センター ☎06-6773-6533

受付時間:9:00~17:30 ※祝日、年末年始は休み

- 英語、中国語、韓国・朝鮮語／月～金曜日
- ポルトガル語／火曜日
- スペイン語／金曜日
- タイ語／月曜日
- インドネシア語／水曜日

〈在日外国人福祉相談〉

大阪市社会福祉研修・情報センター ☎06-4392-8740
韓国・朝鮮語／木曜日 13:00~16:00

〈法律相談(弁護士による相談)〉※いずれも要予約

●市役所市民相談室 大阪国際交流センター共通予約専用電話
☎06-6772-1127

英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語
実施期間:月2回(第1・3水曜日)

奇数月 第1・第3水曜日 13:00~16:00
偶数月 第1水曜日 13:00~16:00
第3水曜日 17:00~20:00

※大阪市内在住外国人に限ります。

●大阪市社会福祉研修・情報センター ☎06-4392-8740
韓国・朝鮮語／毎月第1木曜日 13:00~16:00



木村 雄二さんさん
(RINK事務局次長)

人身売買被害者(タイ人女性)の聞き取りをきっかけに、滞日外国人が抱えるさまざまな問題に関わり、現在に至る。タイ語の翻訳・通訳者としても活躍中。

★RINK
すべての外国人労働者と
その家族の人権を守る
関西ネットワーク

「差別のない、共生社会の実現」を理念に、1991年12月設立されたネットワーク組織。外国人人権支援NGO、弁護士、通訳者、医療関係者、労働組合、一般市民などで構成されている。メインとなる行政交渉と電話相談においては、情報提供にとどまらず、必要に応じて、各分野の専門家や専門機関、あるいは他の相談窓口と連携しながら、解決まで導いている。このほか、異文化交流や人権啓発セミナーの開催など、外国籍住民の人権支援活動に幅広く取り組んでいる。

【多言語相談】

☎06-6910-7103

- 月曜日(スペイン語)14:00~17:00
- 火曜日(スペイン語)14:00~20:00
- 水曜日(中国語)14:00~17:00
- 木曜日(ベトナム語)14:00~17:00
- 金曜日(タイ語)13:00~18:00